

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定医療費の支給認定	
根拠法令・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号） 第７条第１項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
審 査 基 準	指定難病の患者が次のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行う。 ・その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度（注１）であるとき。 ・その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準（注２）に該当するとき。 （注１） 個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度（平成２６年厚生労働省告示第３９３号） （注２） 同一の月に受けた指定難病にかかる医療に要した費用の額が３３，３３０円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の１２月以内に既に３月以上あるものであること（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成２６年政令第３５８号）第２条、平成２６年１２月３日健発１２０３第１号「特定医療費の支給認定について（通知）」）	
標準処理期間	標準処理期間	６０日～９０日程度
	標準処理期間を設定できない理由	